

介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

居宅要支援者について、家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、居宅においてその心身機能の維持・回復や日常生活の自立等を助けるために提供されます。

また、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 おおつか福祉会
所在地	出雲市江田町 278 番地
代表者の氏名	理事長 萬代 輝正
電話番号	0853-24-6001

3. 利用事業所

事業所名	介護老人保健施設もくもく介護予防訪問リハビリテーション
所在地	出雲市江田町 278 番地
都道府県知事指定番号	3250480047
管理者の氏名	藤原 喜美子
電話番号	0853-24-6001
ファクシミリ番号	0853-24-6621

4. 利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		定員
	指定年月日	指定番号	
介護老人保健施設もくもく	H15年4月1日	3250480047	80名
短期入所療養介護事業所もくもく	H15年4月1日	3250480047	空床利用
介護予防短期入所療養介護事業所もくもく	H15年4月1日	3250480047	空床利用
通所リハビリテーション事業所もくもく	H15年4月1日	3250480047	42名
介護予防通所リハビリテーション事業所もくもく	H15年4月1日	3250480047	
訪問リハビリテーション事業所もくもく	R2年4月1日	3250480047	

5. 利用事業所の概要

介護老人保健施設もくもく 介護予防訪問リハビリテーション（介護老人保健施設もくもくと併設）
構造・面積・定員

建 物	構 造	鉄筋コンクリート
	延床面積	3909.43 m ²

6. 事業所の従業者体制及び職務

職 種	常 勤	非常勤	職員数合計	備 考
管理者（医師）	1名	1名	2名	介護老人保健施設もくもくと兼務
理学療法士、作業療法士	3名		3名	理学療法士1名、作業療法士2名 2名介護老人保健施設もくもくと兼務

(1) 管理者（医師）

事業所の管理運営等、事業所の業務全般を統括するとともに、利用者等の病状や心身の状態を把握し、的確な指示のもと医学的処置やリハビリテーションの指示（目的や留意事項、中止基準、負荷量等を含む）を行う。

(2) 理学療法士、作業療法士（又は言語聴覚士）

利用者へ訪問リハビリテーション計画に基づいたリハビリテーションを行うことにより、心身機能や日常生活動作の能力等の維持・向上を図る。またリハビリテーションの効果判定・評価を定期的実施し、計画の策定・見直しを行う。

7. 従業者の勤務体制

(1) 医師

区 分	始 業	休 憩	終 業
日 勤	8：30	—	17：30

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

区 分	始 業	休 憩	終 業
日 勤	8：30	—	17：30

8. 事業実施地域及び営業時間

項 目	内 容
事業実施地域	通常の事業の実施地域は出雲市とします。
営 業 日	月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：00～17：00

9. サービスの内容

項 目	内 容
サービス計画の立案	利用者の心身機能や日常生活全般の状況を踏まえ、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議により訪問リハビリテーションサービス計画を立案します。その際、利用者及びその家族の希望を取り入れ作成し、同意を得た後、リハビリテーションを実施します。又計画は利用者の状態や計画の進捗状況を定期的に評価し、見直します。
リハビリテーションの提供	理学療法士、作業療法士による利用者の状況に適合したリハビリテーションを行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。訪問リハビリテーション計画に基づき、理学療法士又は作業療法士によるリハビリテーションを行います。また家族や関連職種との情報交換や協働の推進に努めます。

健康管理	緊急時必要な場合は、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
相談及び援助	利用者及びその家族らの相談については誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

10.利用者負担金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護予防訪問リハビリテーション事業所のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定しています。

(1) 介護予防訪問リハビリテーション費

負担割合証によって介護予防訪問リハビリテーション費や加算料金が異なります。(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

	利用者負担額（1割負担）
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション（1単位20分以上のサービス、週に6単位が限度）	298円/1単位

(2) 加算、減算料金（2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。）

加算内容	1割負担	概要
高齢者虐待防止未実施減算	所定単位数 -1/100	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
特別地域訪問リハビリテーション加算	15/100	質の高い介護サービスを提供している事業所を評価する。(国が定めた地域でのサービス提供時)
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100	中山間地等に居住している利用者に対して、通常の事業実地地域を超えて訪問リハビリテーションを行った場合に算定。
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	利用者に対して、集中的に介護予防訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。
口腔連携強化加算(1月に1回)	50円/日	歯科専門職の指導の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施
医師の診療について	-50	当事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを実施した場合は、1回につき50単位を減算。

利用者を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に利用した場合	-30	利用開始日の属する月から 12 月を超えた期間にサービスを行った場合(要件を満たせば減算ない場合あり)
退院時共同指導加算	600 円/回	退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に、当該退院につき 1 回限り
サービス提供体制強化加算	6 円/回	事業所の理学療法士等のうち、勤続年数が 3 年以上の者がいる場合に加算されます。
事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	所定単位数× 90/100	事業所と同一の建物に居住する利用者、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者、又はこれ以外の同一建物に居住する利用者 20 人以上にサービスを行う場合に減算されます。

(3) 支払い方法

毎月末まで翌月の 15 日までに請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払い下さい。お支払い方法は原則として口座よりの自動引落としさせていただきます。自動引き落としの取扱金融機関は下記の通りです。(取扱金融機関 山陰合同銀行・島根県農業協同組合・ゆうちょ銀行・島根中央信金・しまね信金)

1 1. 介護予防訪問リハビリテーションの禁止行為

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (4) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (5) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

1 2. 非常災害対策

火災等の災害時には、「消防計画規程」に基づき行動をとるとともに、日頃より地域の消防機関や住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難などに協力してもらう体制を整えています。

1 3. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、「事故防止対策及び発生時の対応マニュアル」に従い迅速に対応します。

1 4. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡など必要な措置を講じます。

1 5. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16. 個人情報の使用及び管理

「事業所利用契約書における個人情報の同意書」に基づいて適正な取扱いを行います。

17. 身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむをえない事由により拘束をせざるを得ない場合には事前に、利用者及び家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない事由について記録します。

18. 衛生管理

「感染症及び食中毒予防対策指針」に基づき、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止を従業者に周知徹底するとともに、研修を定期的実施します。

19. 要望及び苦情等の相談

(1) 利用者からの要望及び苦情等の相談に適切に対応するため以下の体制を整えています。

また、「社会福祉法人おおつか福祉会苦情解決実施要領」に従い、迅速に対応します。

苦情処理解決責任者	管 理 者	藤原 喜美子
苦情処理受付担当者	リハビリ主任	野津 泰彦
	支援相談員	日野 知華 神田 阿希
もくもく相談窓口	TEL	0853-24-6001
	FAX	0853-24-6621

(2) 行政機関その他苦情相談受付機関

当事業所以外にも下記の機関で受付しています。

出雲市高齢者福祉課	TEL	0853-21-6972 (直通)
	FAX	0853-24-6974
島根県国民健康保険団体連合会	TEL	0852-21-2811
島根県運営適正化委員会	TEL	0852-32-5913

20. 第三者評価の実施状況

当事業所においては、現在のところ実施しておりません。

21. その他

当事業所、従業員への心遣いは、固くお断りいたしております。